

国東市有財産売却に係る一般競争入札心得書

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市有財産売却に係る募集要項、本入札心得書、入札物件調書、契約書（案）等をすべて承知したうえで入札するものとする。

2 代理人により入札させるときは、その委任状（様式第6号）を持参すること。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできない。

第2条 現物と公示数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできない。

第3条 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第4条 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることができる。

第5条 入札者は、国東市が指定した期日及び金融機関に入札保証金として、入札金額の100分の5以上に相当する金額を、本市が発行する納入通知書により納入しなければならない。

第6条 入札書（様式第5号）には、物件番号、物件の所在地、入札金額、入札年月日並びに入札者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載し、入札者の印（法人の場合は、社印及び代表者の印）を押印すること。ただし、代理人による場合は、代理人の住所及び氏名を記載し、代理人の印を押印する。

また、入札書（様式第5号）は封筒（1回目のみ）に入れ、表面に「入札書」と記し、氏名も記載し提出すること。

第7条 入札参加者は、入札書（様式第5号）を一旦入札箱に投入した後は、

開札の前後を問わず、引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
入札者の意思表示の内容は、入札書（様式第 5 号）に表示された文字により判断するため、見積誤り、書き誤り、その他の動機等の錯誤等を理由として入札の無効を主張することはできない。

第 8 条 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札は無効とする。

- (1) 募集要項 2 に規定する入札参加資格のないものが入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）を提出していないとき。
- (3) 第 5 条に定める入札保証金の払い込みを、国東市が指定する期日までに完了しなかったとき、又は入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 未満だったとき。
- (4) 入札金額を記載していない、又は入札金額が訂正されているとき。
- (5) 入札書（様式第 5 号）の内容が、誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
- (6) 委任状（様式第 6 号）を入札前までに提出していない代理人が入札したとき。
- (7) 2 通以上の入札書（様式第 5 号）をもって入札したとき。
- (8) 明らかに連合によると認められるとき。
- (9) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をしていると認められるとき。
- (10) 入札に際し、他人の競争を妨げ又は係員の職務の遂行を妨害したとき。
- (11) その他の入札に関する条件に違反したとき。
- (12) 予定価格より低い金額で入札したとき。
- (13) 入札保証金の 20 倍を超える金額で入札したとき。

第 9 条 開札は、入札終了後直ちに、入札者の面前で、最高価格入札者及びその入札金額のみを公表する。

第 10 条 有効な入札をした者のうち、予定価格以上で最高の価格の入札をした者を落札者とする。

第 11 条 落札となるべき同価格の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

第 12 条 入札保証金は、落札されなかった方については入札終了後還付手続きを行う。この場合は、入札保証金還付請求書（様式第 7 号）を提出すること。

2 落札者の入札保証金は、第 14 条に定める契約保証金または売買代金に充当できる。ただし、落札者が売買代金全額を契約締結時に支払う場合にのみ、売買代金に充当できる。この場合は、入札保証金充当依頼書（様式第 8 号）、契約保証金納付換依頼書（様式第 9 号）を提出すること。

第 13 条 落札者は、国東市が指定した日までに契約を締結しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間までに契約を締結しない場合は、その落札は無効とし、入札保証金は国東市に帰属する。

第 14 条 落札者は、契約締結時までに契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上に相当する金額を、納入通知書により納めなければならない。ただし、落札者が売買代金全額を契約締結時に支払う場合には、契約保証金を免除する。

第 15 条 前条の契約保証金は、売買代金に充当することができる。

第 16 条 本心得に定めのない事項は、すべて国東市の定めるところにより処理する。